

答 申 の 概 要

<p>件 名</p>	<p>実施機関と話し合いをした際の記録等に係る保有個人情報非開示決定等に対する審査請求（諮問第44号）</p>		
<p>本件保有個人情報</p>	<p>請求1 ① 平成27～28年度に開示請求して存在を知った24ページの報告書の実事関係の裏付けとなる行政決裁文書（平成25年度から平成31年度まで） ② 平成27年度からの開示請求において、平成24年度保健日誌（平成24年10月10日、10月11日、平成25年1月10日）、高等部日誌（平成24年10月10日、10月11日、平成25年1月10日）に事実と異なる記載があったので、このことについて事実かどうかの決裁文書 ③ 平成27年度に特定教員Aが、魚について特定生徒Bから事実関係を認める証言があった。特定教員Aが特定生徒Bに確認した時の文書 ④ 平成27年度に特定警察署の警察職員Cもしくは警察職員Dに私が提出した内科の診断書について特定教員Aに説明があった件についてやり取りした文書、メモ</p> <p>請求2 ① 平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる特定教員E・特定教員Fに対して保健日誌の事実と異なる表記についての特定特別支援学校甲にある聞き取り文書（7ページ） ② 上記の保健日誌に事実と異なる表記があったかなかったかの検証結果、及び特定視覚特別支援学校甲の特定教員Gもしくは特定教員Hと静岡県教育委員会特別支援教育課とのやりとりの文書（メール、メモを含む文書）</p> <p>請求3 ① 平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる特定教員E・特定教員Fに対して保健日誌の事実と異なる表記についての静岡県教育委員会にある聞き取り文書（7ページ） ② 上記の保健日誌に事実と異なる表記があったかなかったかの検証結果、および特定特別支援学校甲、特定特別支援学校乙、特定特別支援学校丙と静岡県教育委員会特別支援教育課とのやりとりの文書（メール、メモを含む文書）</p>		
<p>主な非開示理由</p>	<p>条例第21条第3項（文書不存在）</p>		
<p>実施機関</p>	<p>静岡県教育委員会</p>		
<p>諮問年月日</p>	<p>令和2年9月15日</p>	<p>答申年月日</p>	<p>令和3年10月1日</p>
<p>主な論点</p>	<p>実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。（審査請求の対象とされた決定は、請求1①③④・請求2②・請求3②）</p>		
<p>審査会の結論 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>審査会の判断 (1) 本件請求1に係る保有個人情報の保有の有無について ア 本件請求1①に係る保有個人情報の保有の有無について 本件請求1①は、平成25年10月4日の審査請求人と特定特別支援学校甲、実施機関の話し合いの記録に関し、事実関係の裏付けとなる文書の開示を求めたものである。 実施機関は音声データ以外の関係資料は存在しないと主張しているのに対し、審査請求人は、音声データと議事録の内容の一部が合っていないため、音声データ以外にも関係資料が残っているはずであると主張している。 当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関からは以下のとおり説明があった (7) 当該議事録は、発言者を明記し、一部、発言内容の意味が通るような加工をした箇所もあるが、基本的に発言内容を逐語的に記載したものである。 (4) 事実関係が異なるというような意味での不一致や不整合はないことは確認している。 また、審査請求人は、事実関係が正反対に記載されているなどとして、議事録の一部に作文があることは明白だとの趣旨の主張をしているため、当審査会事務局職員に議事録と音声データを比較させたと</p>			

ころ、同時に複数人が発言したり、他人の発言を遮るような不規則な発言などの部分が議事録に記載されていなかったり、「両手で大きさを示す」、「体に力を入れて硬直したように見せる」など、発言時の様子を付記して追加している箇所も見受けられたりするなどの差異はあったが、特定の事実の有無について齟齬があることなどは確認できなかった。

審査請求人からは本件請求1①に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求1①に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

イ 本件請求1③に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求1③は、審査請求人が特定特別支援学校甲に在籍していた当時の教員と生徒が特定生徒Iから魚をもらっていたとされる件に関し、平成27年に同校の特定教員Aが特定生徒Bに確認したときの文書の開示を求めたものである。

実施機関は、特定教員Aが特定生徒Bに聞き取りを行ったものの、当該聞き取りは口頭で行われたため、文書は存在しないと主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、特定教員Aが行った聞き取りによって得られた情報は既知の情報を超えるものではなかったため文書を作成しなかったとのことであった。

審査請求人からは本件請求1③に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点はないことから、実施機関が本件請求1③に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

ウ 本件請求1④に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求1④は、平成27年度に特定警察署の警察職員Cもしくは警察職員Dに審査請求人が提出した内科の診断書につき警察から特定教員Aに説明があったことに関し、警察と特定教員Aとがやり取りした文書について開示を求めたものである。

実施機関は、特定警察署からの連絡は口頭でなされており、文書は存在しないと主張するのに対し、審査請求人は、平成27年度に特定警察署の警察職員Cもしくは警察職員Dに提出した内科の診断書について、特定教員Aが警察とやりとりした事実は確認できているため、その資料が残っているはずであると主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、特定警察署との間で口頭でのやりとりはあったと記憶しているが、それまでに把握していた情報を超えるような内容ではなかったと関係者に確認しているとのことであった。

以上を踏まえて判断すると、審査請求人からは本件請求1④に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求1④に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

(2) 本件請求2②に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求2②は、平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる保健日誌に事実と異なる表記があったかなかったかに関する特定教員E・特定教員Fに対する聞き取りを踏まえた検証結果と特定特別支援学校甲の特定教員Gもしくは特定教員Hと静岡県教育委員会特別支援教育課とのやりとりの文書の開示を求めたものである。

実施機関は、平成30年6月14日及び15日に行った「調査結果」は当時の状況について事実関係の再確認を行ったものであり、審査請求人の主張する「調査結果」(本件決定3①で開示済み)の内容が事実であるかないかを検証するという考えはなく、また、特定特別支援学校甲と特別支援教育課がやりとりした事実はないため、文書は存在しないと主張する。

これに対し、審査請求人は、保健日誌の不実記載について、当時の実施機関の事務局の指示により検証が行われており、特定特別支援学校甲にその検証結果が残っているはずであると主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、①保健日誌には保健室を訪れたかどうかといった事項が記録されるもので、各日作成され、校長等の決裁をとった上で、一定期間単位で綴り込んで保管しているものである、②本件聞き取りは、審査請求人からの高等部日誌に係る個人情報の訂正請求を契機として行われたものであり、その際、念のため、保健日誌についての聞き取りも行ったが、記載内容に誤りがあるとは認められず、事実確認結果に関する評価をとりまとめた文書は作成していない、③本件聞き取りは特別支援教育課が聞き取りの対象者と直接行ったもので、特別支援教育課は特定特別支援学校甲の特定教員Aや特定教員Hとはやりとりを行っていないとのことであった。

審査請求人からは本件請求2②に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求2②に係る保有個人

情報を保有しているとは認められない。

(3) 本件請求3②に係る保有個人情報の保有の有無について

本件請求3②は、平成30年6月14日、15日に静岡県教育委員会特別支援教育課が行ったと思われる保健日誌に事実と異なる標記があったかなかったかに関する特定教員E・特定教員Fに対する聞き取りを踏まえた検証結果と特定特別支援学校甲、特定特別支援学校乙、特定特別支援学校丙と静岡県教育委員会とのやりとりの文書の開示を求めたものである。

実施機関は、平成30年6月14日及び15日に行った「調査結果」は当時の状況について事実関係の再確認を行ったものであり、審査請求人の主張する「調査結果」(本件決定3①で開示済み)の内容が事実であるかないかを検証するという考えはなく、また、特定特別支援学校甲等と特別支援教育課がやりとりした事実はないため、文書は存在しないと主張する。

これに対し、審査請求人は、保健日誌における不実記載について、当時の実施機関の事務局の指示により検証が行われており、特定特別支援学校甲等にその検証結果が残っているはずであると主張する。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、①保健日誌には保健室を訪れたかどうかといった事項が記録されるもので、各日作成され、校長等の決裁をとった上で、一定期間単位で綴り込んで保管しているものである、②本件聞き取りは、審査請求人からの高等部日誌に係る個人情報の訂正請求を契機として行われたものであり、その際、念のため、保健日誌についての聞き取りも行ったが、記載内容に誤りがあるとは認められず、事実確認結果に関する評価をとりまとめた文書は作成していない、③本件聞き取りは特別支援教育課が聞き取りの対象者と直接行ったもので、特別支援教育課は特定特別支援学校甲、特定特別支援学校乙、特定特別支援学校丙とはやりとりを行っていないとのことであった。

審査請求人からは本件請求3②に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求3②に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。